

## 暴力団等の認定及び資料の作成について

平31. 3. 27丙組組企発第124号、丙組暴発第11号  
警察庁刑事局組織犯罪対策部長から各附属機関の長、各地方機関の長、各都道府県警察の長

### (概要)

暴力団等の活動が広域化するとともに、暴力団対策法の制定を契機とした暴力団の組織防衛の強化等により、暴力団等の実態解明が困難になってきていることから、

- 認定した暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員については、以後継続して視察することとし、これらを認定した都道府県警察において、G資料の作成及び管理を行うこと
- 認定した総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ並びにそれらの集団については、以後継続して視察することとし、これらを認定した都道府県警察において、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ資料の作成及び管理を行うこと

等を指示したものである。